

「第3回森林における生物多様性保全の推進方策検討会」における主な意見

平成21年3月24日(火曜日)に開催された「第3回森林における生物多様性保全の推進方策検討会」について、委員から以下のような意見が出された。

- 生物多様性のために森林資源のモニタリングを活用することは大変良いこと。その際、全国レベル、気候帯レベル、流域レベルなどスケールの違いに応じた活用手法を工夫することが必要。また、モニタリングの結果を政策へつなげていくためには、意志決定プロセスの透明性を確保することが重要。
- 生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性が確保されていることを目指すべき方向とする場合、現場に精通し、専門的知識を持った者がモニタリング調査を行い、それぞれの地域の状況に応じた基準を考えていくことが必要。
- 森林の生産力の範囲内で利用することで森林の消失等を招かないためにも、自然の復元力を過大評価しないよう留意することが必要であり、ササに覆われて適切に森林の更新が行われていない事例なども認識することが重要。
- 生物多様性の劣化が地球温暖化によるリスクを高めてしまうことを踏まえ、これ以上、生物多様性の劣化を進めないことの重要性についても言及していくことが必要。
- この検討会報告が一般の方々を対象とするのであれば、今、なぜ生物多様性を保全することが必要なのかについて、わかりやすく解説することが必要。
また、人材の育成について、地域の指導者を養成するだけでなく、現場の第一線で活動する林業者、都市住民やボランティア団体、子供への教育など幅広く検討対象とすべき。さらに、企業活動との連携について、どのように取り組んでいくべきかを示唆することが重要。
- 森林のモニタリングは生物多様性保全のキーワードであることから、調査項目や調査内容について国民に分かりやすく示すことが必要。また、水田などの森林以外の環境との関連性を考慮することも重要。
- 1千万haの人工林は日本の宝となるものであり、適切に整備していくためには、林業者の所得問題も含めて山村で生活する人の確保が不可欠。また、道路などのインフラを整備することが重要。
- 日本は生物多様性に恵まれ、豊富な森林資源を有している状況にあることを認識すべき。針広混交林においても利用を考慮した上で、森林の生物多様性の保全のための具体的施策を進めていくことが必要であり、私有林に対する効果的な施策についても検討が不可欠。特に人材の育成は重要な課題。